

区民農園の申込・利用における注意事項

区民農園の申込・利用にあたり、以下の事項を遵守してください。違反があった場合は、申込後や利用期間中であっても申込・利用を取り消す場合があります。すべての項目に共通していることは、「他の利用者や農園の近隣にお住まいの方に迷惑をかけない」で利用していただくことです。

● 利用できる方について

(1)利用できる方は、「承認を受けた方」と「承認を受けた方と住民票上の同世帯の方」です。

※申込は、住民票上の世帯で1通となります。

※当選の権利を他者へ譲ることは禁止です。

(2)体調不良等、やむを得ない事情で2週間以上耕作できなくなる場合や、申込内容に変更があった場合は、必ず都市農業係までお電話ください。

● 利用期間・時間帯について

(1)利用期間「令和7年3月8日(土)～令和8年1月31日(土)」 利用時間帯「日の出～日の入」

※利用開始日より以前に、区画へ資材等の持ち込みや耕作することはできません。

※利用期間終了までに利用区画を除草・清掃し、私物やゴミ(野菜くず等)はすべてお持ち帰りください。

(2)近隣の方の迷惑にならないよう話し声や耕うん機の使用等による物音に配慮してください(特に早朝)。

● 利用者証について

(1)区画利用時は、「利用者証」を携帯してください。職員による巡回時には、利用者証を提示していただきます。

※提示拒否や不携帯が続いた場合、不正利用とみなしますのでご注意ください。

※利用者証の複製は禁止です。

● 区画利用について

(1)通路や隣接する区画との間には、20～25cm程度作業スペースを確保してください。

(2)2週間以上区画を放置しないでください。

(3)区画外での耕作は禁止です(予告なく撤去する場合があります)。

(4)利用者同士で区画の交換はできません。

(5)支柱などを設置する場合は、通路の妨げになったり、周りの区画が日陰にならないよう注意してください。

※周囲の迷惑になっていると区が判断した場合、撤去していただきます。

(6)樹木・背が高くなる植物(ヒマワリ等)は栽培しないでください。

● 農具について

(1)スコップ・クワ・バケツは物置に用意があります。その他のものは各自でご用意ください。

※物置に私物を入れておくことはできません。

● 農園をきれいに保つために

(1)利用区画や区画の周りを定期的に除草してください。特に夏場は頻繁に除草してください。

(2)利用中に発生したゴミ(野菜くず・ビニール・缶・瓶等)は必ずお持ち帰りください。

● 肥料・農薬について

(1)使用する際は、風がないことを確認し、におい等により近隣住民の方にご迷惑とならないようにしてください。

(2)農薬の使用は、野菜に適用するものとし使用基準濃度を必ず守り、最小限にとどめてください。

● 禁止事項 (これまでの注意・禁止事項に加えて、以下の行為を禁止します。)

(1)農園周辺の路上駐車。※近隣住民から多くの苦情が寄せられています。

(2)農園施設・用具の損傷・汚損

(5)農園の土の外部への持ち出し

(3)農園内での飲酒または飲酒した状態での農園の利用

(6)営利を目的とした農園の利用

(4)農園内でのたき火・野焼き

(7)ホースを使用した、水道の利用

上記以外でも、近隣住民の方や他の利用者に著しく迷惑のかかる行為、法令に違反する行為などにより、利用を取り消す場合があります。その際、利用料の返還はできません。

また、天候不順や病害虫の影響、盗難、風水害、土壌汚染などにより、耕作に障害があった場合の補償はできません。

※大規模災害時、区民農園に緊急避難的に人が立ち入る場合があります。この場合も耕作物等の補償はできません。

※農園の緊急工事等で区画の利用を中止させていただく場合があります。